

# 介護納付金課税限度額が変更になります！

～ 国民健康保険税 ～

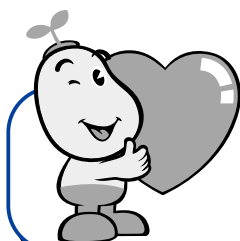


国保マスコット 健康まるくん

地方税法施行令の改正に基づく町条例の改正により、平成19年度の国民健康保険税のうち、介護納付金課税額の課税限度額が、8万円から9万円に変更になります。

区 分	平成18年度まで	平成19年度
介護分の課税限度額 介護保険の第2号被保険者 (40歳から64歳までのかた)	80,000円	90,000円
医療分の課税限度額	530,000円	530,000円 (変更ありません。)

国民健康保険税総額での課税限度額は、62万円(9万円+53万円)となります。



## 老人保健受給者のかたへのお知らせ

～ 平成17年度医療費について～

白岡町の老人保健受給者のかたが、17年度中に医療機関にかかったり、補装具を作ったりした費用の合計額は30億3173万2572円になりました。(内訳は下の表のとおり)

これを17年度中の受給者数の平均3,864人で割ると、1人あたりの医療費は1年間で78万4610円になります。

老人医療費は、医療機関で受給者のみなさんが支払っている一部負担金のほかに、各健康保険からの拠出金、国や県、町からの負担金など、いろいろな人たちの協力によって賄われています。

老人医療費が増えてしまうと、皆さんの負担も大きくなってしまいます。

医療費をたいせつに使うように心がけましょう。

平成17年度老人保健医療費の内訳

種 別	費 用 額
医 科	(全 体) 2,299,497,630円
	(入院分) 1,379,921,730円
	(外来分) 919,575,900円
歯 科	102,053,960円
調 剤	492,549,420円
そ の 他	137,631,562円
合 計	3,031,732,572円

問合せ 保険年金課 国民健康保険税係 内線142・148